

15章 タイル、断熱・防露、ユニット及びその他の工事

1 節 タイル工事

15.1.1 一般事項

(a) 適用範囲

この節は、陶磁器質タイル（以下、この節では「タイル」という。）を用いる内外装仕上げ工事を対象とする。

(b) 基本要求品質

- (1) タイル工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) タイルの仕上り面は、所定の形状及び寸法を有し、所要の状態であること。
- (3) タイルは、有害な浮きがないこと。

(c) 伸縮調整目地

- (1) 伸縮調整目地の位置は、特記による。
- (2) 伸縮調整目地の寸法は特記により、シーリング材の品質等は、12.2.3 [材料] (i)による。

(d) 施工後の確認

- (1) 屋外のタイル張りは、モルタル等の硬化後、全面にわたり打診による確認を行う。
- (2) 浮き、ひび割れ等が発見された場合は、速やかに(1)による確認結果を監督職員に報告する。
- (3) 浮き、ひび割れ等によるタイルの張直しは、監督職員の承諾を受けて行う。

(e) 養生及び清掃

(1) 養生

- (i) 屋外施工の場合で、強い直射日光、風、雨等により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張るなどして養生を行う。
- (ii) 寒冷期の施工は、11.1.4 [養生] (c)による。
- (iii) 施工中及びモルタルが十分硬化しないうちに、タイル張り面に振動、衝撃等を与えない
- (iv) 床タイル張り後、3日間は、タイル上を歩行しない。やむを得ない場合は、道板等で養生を行う。

(2) 清掃

タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除く。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗い後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにする。

なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行う。

15.1.2 材料

(a) タイル

- (1) タイルの品質は、JIS A 5209 (陶磁器質タイル) により、タイルの形状、寸法、きじの質、標準色・特注色の別等は、特記による。

なお、モザイクタイル及び内装タイルは、タイル製造所の標準品とする。

(2) 役物

役物の適用は、特記による。ただし、内装タイルは、面取りしたものを使用する。

- (3) タイルの試験張り、見本焼き等は、特記による。

- (4) 壁タイルの裏足の形状及び寸法は、JIS A 5209による。

- (5) 小口タイル以上の大きさのタイルをまぐさ又はひさし先端下部に用いる場合は、形をL形とし、更に、湿式成形法のタイルの場合は引金物用の穴をあけたものとする。

(b) 張付け用材料

- (1) 張付けモルタルの材料は、11.3.2 [材料] による。ただし、細骨材の大きさは、表15.1.1を標準とする。

表15.1.1 細骨材の大きさ (単位: mm)

使用箇所	細骨材の最大粒径
一般の場合	2.5
ユニットタイルの場合	1.2
化粧目地	0.6

(2) 張付けモルタルの混和剤

- (i) 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督職員に提出する。
- (ii) セメント混和用ポリマーディスパージョンは、JIS A 6203 (セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂) による。
- (3) 既製調合モルタルは、実績等の資料を監督職員に提出する。
- (4) 有機質接着剤は、JIS A 5548 (陶磁器質タイル用接着剤) により、種類は表15.1.2による施工箇所に応じたものとする。ただし、ホルムアルデヒド放散量は、4.1.1 [総則] (b)(ii)による。

表15.1.2 有機質接着剤の種類と施工箇所

種類	施工箇所
タイプⅠ	長期に水及び温水の影響がある箇所
タイプⅡ	間欠的に水及び温水の影響がある箇所

(c) その他の材料

引金物は、なましステンレス鋼線 (SUS304) 径0.6mm以上とし、働き長さ200mm程度のものとする。

なお、乾式成形法によるタイルの場合は、(a)(5)の穴あけに代えて引金物をエポキシ樹脂により接着する。

15.1.3 陶磁器質タイル張り

(a) 適用範囲

この項は、工事現場において、あと張りでタイル張り仕上げを行う工事に適用する。

(b) 張付けモルタルの調合

- (1) モルタルの調合は、表15.1.3による。

なお、モルタルの練混ぜは、内装タイルの改良積上げ張りに用いるものを除き、原則として、機械練りとする。また、1回の練混ぜ量は、60分以内に張り終える量とする。

表15.1.3 モルタルの調合（容積比）

材 料			セメント	白色セメント	細骨材	混和剤	備 考	
施工箇所								
張 付 け 用	壁	密着張り		1	—	1 ～ 2	適 量	粒度調整されたもの。
		改良積上げ張り	屋外	1	—	2 ～ 3	適 量	
			屋内	1	—	4 ～ 5	適 量	
		改良圧着張り		1	—	2 ～ 2.5	適 量	
		ユニット タイル	屋外	1	—	0.5～1	適 量	粒度調整されたもの。 目地の色に応じてセメントの種類を定める。
	屋内		1		0.5～1	適 量		
	床	ユニットタイル		1	—	3 ～ 4	—	大形床タイル張りによる場合
				1	—	2	—	下地がモルタル面の場合
		大形床タイル		1	—	3 ～ 4	—	—
		一般床タイル		1	—	2	—	—
化粧目地用	3mmを超えるもの		1		0.5～1.5	適 量	目地の色に応じてセメントの種類を定める。	
	3mm以下のもの	屋外	1		0.5～1	適 量		
		屋内	1		0.5	適 量		

(注) 1. セメント混和用ポリマーディスパージョンの使用量は、セメント質量の5%（全固形分換算）程度とする。
2. 張付けモルタルには、必要に応じて保水剤を使用する。ただし、保水剤は所定の使用量を越えないよう注意する。

(2) 既製調合モルタルは、モルタル製造所の仕様による。

(c) 施工

(1) 下地及びタイルごしらえ

(i) タイル張り下地等の均しモルタル塗りは、次により、それ以外は、11章3節〔モルタル塗り〕による。

① 塗厚は、原則として、全仕上げ厚さ、タイル厚さ等から定める。

② 壁

1) タイル張りが、密着張り、改良積上げ張り（内装タイルの場合を除く。）、改良圧着張り、マスク張り及びモザイクタイル張りの場合は、中塗りまで行う。

2) タイル張りが改良積上げ張りで、かつ、内装タイルの場合は、厚さ6mmの下塗り（ラス下地の場合を含む。）を行う。

3) タイル張りが、内装タイル接着剤張りの場合は、中塗りまで行い金ごてで仕上げる。

③ 床は、11.3.4〔工法〕(a)(3)による。

(ii) 壁タイル接着剤張りの下地は、次による。

① モルタル塗り下地は、(i)による。

② ボード類の下地は、14章6節〔せっこうボード、その他ボード及び合板張り〕による。

(iii) タイル張りに先立ち、下地モルタルの浮き、ひび割れ等の有無を確認し、不良箇所があれば補修する。

(iv) 壁タイル接着剤張り以外の場合は、次による。

① 夏期に屋外のタイル張りを行う場合は、下地モルタルに前日散水し、十分吸水させる。

② タイル張りに先立ち、下地モルタルに適度の水湿しを行う。

③ 吸水性のあるタイルは、必要に応じて、適度の水湿しを行う。

(v) 壁タイル接着剤張りの場合は、次による。

① タイル張りに先立ち、下地面の精度、乾燥状態を確認する。

② 下地表面に付着した不純物を除去する。

(vi) タイルごしらは、必要に応じて行う。

(2) 床タイル張り

(i) 大形床タイル（200角以上）及び張付け面積の小さいその他のタイルの場合は、次による。

① 下地ごしらは、下地面を清掃し、適度な水湿しを行ったうえ、敷きモルタルを定規で均したき締めながら、むらなく敷き、木ごてで仕上げる。

② 張付けは、敷モルタルの上に張付け用ペーストを均一な厚さに塗布し、目地割りに基づき通りよく平らに張り付ける。

(ii) 一般床タイル及びユニットタイルで張り付ける場合は、11.3.4 [工法] (a)(3)により下地モルタルを施工し、その硬化具合を見計らい、張付けモルタルを用いて張り付ける。

(iii) 張付けは、目地割りに基づいて水糸を引き通し、隅、角その他要所を押さえ、通りよく平らに張り付け、表面及び目地底は、随時清掃する。

(iv) 張付け面積の大きい場合は、目地割りにより2.5m程度に、基準となるタイル張りを行い、これを定規にして張り付ける。

(v) 化粧目地詰めには先立ち、目地部分を清掃する。目地詰めは、張付け後モルタルの硬化を見計らってなるべく早い時期に行う。また、目地部の乾燥状態により適度の水湿しを行う。

(vi) 化粧目地

① 目地の深さは歩行に支障のない程度の沈み目地とする。

② 大形床タイル類の場合は、目地用モルタルを目地ごてで詰め込んだうえ、目違い及びこてむらのないように仕上げる。

③ 一般床タイルで目地幅の大きい場合は、目地用モルタルをゴムごてで確実に充填したうえ、②にならない目地ごてで目地押えを行う。

④ 一般床タイル及びユニットタイルで目地幅の小さい場合は、すり込み目地とする。

(vii) 目地詰め後、タイル面を清掃する。

(3) 壁タイル張り

(i) タイル張りの工法と張付けモルタルの塗厚は表15.1.4により、工法の適用は特記による。

表15.1.4 タイル張り工法と張付け材料の塗厚

タイルの種別	タイルの大きさ	工 法	張 付 け 材 料		
			種 類	塗厚 (mm)	備 考
内装タイル	—	改良積上げ張り	モルタル	13~18	1枚ずつ張り付ける。
		壁タイル接着剤張り	有機質接着剤	2~3 ⁶⁾	—
外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	密着張り	モルタル	5~8	1枚ずつ張り付ける。
		改良積上げ張り		4~7	
		改良圧着張り		下地側 4~6 タイル側 3~4	
内装タイル 以外のユニ ットタイル	25mm角を超え 小口未満	マスク張り	モルタル	3~4	ユニットごとに張り付 ける。
	25mm角以下	モザイクタイル張り		3~5	

(注) 壁タイル接着剤張りの張付け用材料の塗厚は、くし山部の高さとする。

(ii) 密着張り

- ① 張付けモルタルの1回の塗付け面積の限度は3㎡以下とし、2層に分けて塗り付ける。また、1回の塗付けは、30分以内に張り終える面積とする。
- ② 張付け順序は、目地割りに基づいて水糸を引き通し、窓、出入口回り、隅、角等の役物を先に行う。
- ③ 張付けは、張付けモルタルの塗付け後、直ちにタイルをモルタルに押し当て、タイル張り用振動機（ヴィブラート）を用い、タイル表面に振動を与え、張付けモルタルがタイル裏面全面に回り、更に、タイル周辺からモルタルがはみ出す（目地深さがタイル厚さの1/2以下となる量）まで振動機を移動させながら、目違いのないよう通リよく張り付ける。
- ④ 化粧目地は、はみ出したモルタルが適度に硬化したときを見計らい、目地ごてを用いて所定の形状に仕上げる。

なお、目地深さが深い場合は、所定の深さになるように目地詰めを行う。

- ⑤ 目地成形後、タイル面の清掃を行う。

(iii) 改良積上げ張り

- ① 目地割りに基づいて役物を張り付け、水糸を引き通し、原則として、下から張り上げる。
- ② 張付けは、張付けモルタルをタイル裏面全面に平らに塗り付けて張り付けたのち、適切な方法でタイル周辺からモルタルがはみ出すまで入念にたたき締め、通リよく平らに張り付ける。

なお、モルタルの塗置き時間は5分以内とする。また、内装タイル張りにおいて、張付けモルタルに隙間のできた場合は、モルタルを補足する。

- ③ 1日の張付け高さの限度は、1.5m程度とする。
- ④ 化粧目地は、(2)(vi)による。
- ⑤ 目地詰め後、タイル面の清掃を行う。

(iv) 改良圧着張り

- ① 張付けモルタルの1回の塗付け面積の限度は、60分以内に張り終える面積とする。また、練り混ぜる量は1回の塗付け量及び張付け量とする。
- ② 張付け順序は、(ii)②による。
- ③ 張付けに先立ち、下地側に張付けモルタルをむらなく平たんに塗り付ける。

- ④ 張付けは、タイル裏面全面に張付けモルタルを平らに塗り付けて張り付け、適切な方法でタイル周辺からモルタルがはみ出すまでたたき締め、通リよく平らに張り付ける。
 - ⑤ 1回のモルタル塗面にタイルを張り終わったとき、モルタルの硬化の程度により、張付けが終わったタイル周辺にはみ出しているモルタルを取り除き、塗り直してからタイルを張り進める。
 - ⑥ 化粧目地は、(2)(vi)による。
 - ⑦ 目地詰め後、タイル面の清掃を行う。
- (v) マスク張り (25mm角を超え小口未満のタイル)
- ① 張付けモルタルには、混和剤を用いる。
 - ② 張付け順序は、(ii)②とし、役物及び切物タイル張付けは、(iii)②による。
 - ③ 張付けは、張付けモルタルをタイルに見合った、ユニットタイル用マスクを用い、ユニット裏面全面にこてで圧着して塗り付け、縦横及び目地幅の通りをそろえて張り付け、適切な方法で目地部分に張付けモルタルがはみ出すまでたたき締める。
なお、モルタルの塗置き時間は、(iii)②による。
 - ④ 表張り紙の紙はがしは、張付け後、時期を見計らって水湿しをして紙をはがし、タイルの配列を直す。
 - ⑤ 化粧目地は、(2)(vi)による。
 - ⑥ 目地詰め後、タイル面の清掃を行う。
- (vi) モザイクタイル張り (25mm角以下のタイル)
- ① 張付けモルタルの1回の塗付け面積の限度は、 3m^2 以下とし、20分以内に張り終える面積とする。
 - ② 張付けモルタルを塗り付けたのち、タイルを張り付け、縦横及び目地幅の通りをそろえ、適切な方法で目地部分に張付けモルタルが盛り上がるまでたたき締める。
なお、タイル張継ぎ部分の張付けモルタルは、除去し塗り直す。
 - ③ 表張り紙の紙はがしは、(v)④による。
 - ④ 化粧目地は、(2)(vi)による。
 - ⑤ 目地詰め後、タイル面の清掃を行う。
 - ⑥ ①から⑤以外は、(ii)による。
- (vii) 壁タイル接着剤張り
- ① 接着剤の1回の塗布面積の限度は、 3m^2 以内とし、かつ、30分以内に張り終える面積とする。また、練り混ぜる量は、1回の塗布量とする。
 - ② 接着剤は、金ごて等を用いて平たんに塗布したのち、所定のくし目ごてを用いてくし目を立てる。
 - ③ 目地割りに基づいて水糸を引き通し、基準となる定規張りを行い、縦横目地の引き通しに注意しながら張り上げる。
 - ④ 1枚張りの場合は、手でもみ込むようにして押さえ付ける。また、ユニットタイル張りの場合は、全面を軽くたたきながら目地の通りを手直しし、次いでたたき板で密着させる。
 - ⑤ 化粧目地は、接着剤の硬化状態を確認したのち、(2)(vi)に準じて目地詰めを行う。
 - ⑥ 目地詰め後、タイル面の清掃を行う。
- (4) まぐさ、窓台等のタイル張り
- (i) 下地は、設計図書に基づき、形状、水勾配等を正しく施工する。小口タイル以上の大きさの、まぐさ及びひさし先端下部のタイルを張り付ける場合は、15.1.2(c)の引金物を張付けモ

ルタルに塗り込み、必要に応じて、受木を添えて24時間以上支持する。

(ii) 窓台部分のタイルは、窓枠、水切り板等の裏面に差し込み、裏面に隙間のないようにモルタルを充填する。

(iii) (i)及び(ii)以外は、一般部分に準ずる。

(5) 伸縮調整目地にはみ出した張付け用モルタルはすべて削り落とし、張付け用モルタルが適切でなく隙間のできた場合はモルタルを補足し、目地の形状を整える。

2 節 断熱・防露

15.2.1 一般事項

(a) 適用範囲

この節は、断熱工事に適用する。

(b) 基本要求品質

(1) 断熱工事に用いる材料は、所定のものであること。

(2) 断熱工事の仕上り面は、所要の状態であること。

(3) 断熱工事の性能等は、断熱性に影響を与える厚さの不ぞろい、欠け等の欠陥がないこと。

15.2.2 材料

(a) 断熱材

(1) 断熱材の種類は表15.2.1により、断熱材の種類と厚さ又は使用量は特記による。ただし、ホルムアルデヒド放散量は、4.1.1〔総則〕(b)(ii)による。

(2) (1)以外の断熱材を用いる場合は特記による。

表15.2.1 断熱材の種類

分類	断熱材の種類	規格番号	規格名称
	材 料 名		
フェルト状 断熱材	グラスウール	JIS A 9504 JIS A 9521	人造鉱物繊維保温材 住宅用人造鉱物繊維断熱材
	ロックウール	JIS A 9504 JIS A 9521	人造鉱物繊維保温材 住宅用人造鉱物繊維断熱材
ボード状 断熱材	グラスウール ロックウール	JIS A 9504	人造鉱物繊維保温材
	ビーズ法ポリスチレンフォーム 押出法ポリスチレンフォーム 硬質ウレタンフォーム ポリエチレンフォーム フェノールフォーム	JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
ばら状 断熱材	グラスウール ロックウール セルローズファイバー	JIS A 9523	吹込み用繊維質断熱材
現場発泡 断熱材	硬質ウレタンフォーム	JIS A 9526	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材

(b) 防湿材

防湿材は、次のいずれかに該当するもの、又はこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものとする。

- (i) JIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）によるもので、厚さ0.05mm以上のもの。
- (ii) JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）によるもので、厚さ0.05mm以上のもの。
- (iii) JIS K 6781（農業用ポリエチレンフィルム）によるもので、厚さ0.05mm以上のもの。
- (iv) アルミ箔にクラフト紙を裏打ちしたもので、厚さ0.007mm以上のもの。
- (v) 透湿度が24時間当たり75 g/m²以下のアスファルトコートクラフト紙

15.2.3 施工部位

断熱工事の施工部位及び外気等に接する開口部を断熱構造とする部位は、特記による。

15.2.4 断熱材、防湿材の施工

(a) 断熱材の保管・取扱い

- (1) 断熱材が雨等によってぬれることがないようにする。ぬれた場合は、乾燥を確かめてから使用する。
- (2) 断熱材の上に重量物を載せてはならない。

(b) 断熱材、防湿材の加工

- (1) 切断等の材料の加工は、清掃した平たんな面上で、定規等を用い正確に行う。
- (2) ロールになったフェルト状断熱材は、はめ込む木枠の内法寸法より5～10mm大きく切断する。
- (3) ボード状断熱材は、内法寸法に合わせて正確に切断する。

(c) 断熱材の取付け等

- (1) 軸組工法工事の場合は、次による。
 - (i) 断熱材は、周囲の木枠との間及び室内側下地材との間に、隙間が生じないように均一にはめ込み、釘留めとする。
 - (ii) 耳付きの防湿層を備えたフェルト状断熱材を用いる場合は、耳を木枠の室内側見付け面に、間隔200mm程度でタッカー釘留めとする。
 - (iii) ボード状断熱材を充填する場合において、隙間が生じた時は、現場発泡断熱材等で適切に補修する。
 - (iv) ボード状断熱材を柱、間柱、垂木、野地板等の外側に張り付ける（外張りする）場合は、断熱材の突付け部を、柱等の下地がある部分に合わせ、隙間が生じないように釘留めする。
- (2) 枠組壁工法工事の場合は、次による。
 - (i) 断熱材の継目は、隙間ができないよう十分突き付ける。
 なお、ボード状断熱材の継目は、相じゃくり加工又はコーキングテープ等を使用して隙間ができないよう処理する。
 - (ii) その他の工法は、(1)(i)から(iii)による。
- (3) 丸太組構法工事の場合は、次による。
 - (i) 外部の耐力壁を構成する丸太材等（土台部分を含む。）の各部材間、交差部、その他隙間が生じるおそれのある部分には、丸太材等よりも高い熱伝導抵抗を有する断熱材又は成型シーリング材等を敷き込み、又は充填する。
 なお、成型シーリング材等の種類は特記による。
 - (ii) その他の工法は、(1)(iii)及び(2)(i)による。
- (4) 大規模木造工事の場合は、特記による。

(d) 防湿材の施工

- (1) 結露防止のため、室内側に必ず防湿材を施工する。
 なお、丸太組構法工事において、防湿層を設けることが困難な場合は、監督職員の承諾を

受けて、これを省略することができる。

(2) 防湿材にシートを用いる場合は、幅広の長尺シートとし、これを連続させ、隙間のできないように施工する。また、継目は下地材のあるところで100mm以上重ね合わせる。

(3) 耳付きの防湿層を備えたフェルト状断熱材を用いる場合は、防湿材を室内側に向けて施工する。

なお、防湿材の継目は、隙間が生じないように十分突き付けて施工する。隙間が生じた場合は、15.2.2(b)の防湿材、ビニルテープ、アルミテープ等の防湿テープで補修する。

(4) 施工後、防湿材が破れた場合は、ビニルテープ、アルミテープ等の防湿テープで補修する。

15.2.5 各部位の工法

(a) 床の施工

断熱材の施工に当たっては、施工後、有害なたるみ、ずれ、隙間等が生じないように、原則として、受材を設ける。

(b) 壁の施工

(1) 断熱材の施工に当たっては、長時間経過してもずり落ちないように留め付ける。

(2) 断熱材は、原則として、土台から桁に、又は桁から桁まで隙間なくはめ込む。

(3) 断熱材は、筋かいや配管部分で隙間ができないように取り付ける。

(4) 配管部は、管の防露措置を行うとともに、断熱材は配管の室外側に施工する。

(5) 壁内に結露が生じるおそれのある場合は、壁内の水蒸気を外気等へ放出するための措置を講ずる。

(c) 通気止め

外壁と床の取合い部、間仕切壁の上下部の取合い部では、隙間が生じないように、必要に応じて通気止めの措置を講ずる。

(d) 天井の施工

(1) 軸組工法工事の場合は、次による。

(i) 天井の断熱材は、天井と外壁との取合い部、間仕切壁との交差部、吊木周囲の部分で、隙間が生じないように注意して施工する。

(ii) 天井の断熱材は、野縁と野縁間、又は野縁をまたいで天井全面に敷き込む。

(iii) 断熱材を屋根の垂木間に施工する場合は、施工後、有害なたるみ、ずれ、隙間等が生じないように、原則として、受木を設ける。

(iv) 断熱材を屋根の垂木の屋外側に取り付ける場合は、屋根と外壁の取合い部で断熱材の隙間が生じないように注意して施工する。

(v) 屋根断熱の場合は、必ず断熱材の屋外側に通気層を設ける。

(vi) 埋込照明器具(ダウンライト)(JIL 5002(埋込み形照明器具)のS形ダウンライトを除く。)の上部には、過熱による発火防止のため断熱材を覆わないこととし、これによらない場合は、当該照明器具製造所の仕様による。

(2) 枠組壁工法工事の場合は、次による。

(i) 天井の断熱材は、天井と外壁との取合い部、間仕切壁との交差部、天井根太間の部分で隙間が生じないように注意してはめ込む。

(ii) 天井及び屋根の断熱材は天井根太間又は垂木にはめ込む。屋根に断熱材を外張りする場合は屋根下張材の屋外側に取り付ける。

(iii) 埋込照明器具の上部については、(1)(vi)による。

(3) 丸太組構法工事の場合は、(1)に準ずる。

- (4) 大規模木造工事の場合は、特記による。
- (e) 内部結露防止
 - (1) 断熱材を設けた各部位において内部結露の発生を防止するため、防湿材を設けるとともに換気に注意する。
 - (2) 次に掲げる部位では、断熱材及び防湿材に隙間が生じないようにする。
 - (i) 外壁と天井及び屋根との取合い部
 - (ii) 外壁と床との取合い部
 - (iii) 間仕切壁と天井又は床との取合い部
 - (iv) 下屋の小屋裏の天井と壁との取合い部
- (f) 床下換気口等
 - (1) 換気口の材質、寸法、位置等は、特記による。
 - (2) 通気口の寸法及び位置は、特記による。
- (g) 小屋裏換気口
換気口の材質、寸法、位置等は、特記による。
- (h) 養生
 - (1) 断熱工事終了後、後続の工事によって断熱材及び防湿材が損傷を受けないよう、必要に応じて養生を行う。
 - (2) 施工中、屋外に面する断熱材は、雨水によるぬれ又は直射日光による劣化等により損傷を受けないよう、必要に応じてシート類で養生を行う。

3節 ユニット及びその他の工事

15.3.1 一般事項

- (a) 適用範囲
この節は、現場で取付けを行うユニット及びその他の工事に適用する。
- (b) 基本要求品質
 - (1) ユニット及びその他の工事に用いる材料は、所定のものであること。
 - (2) 製品は、所定の位置に、また、所定の取付け方法で設置され、所要の仕上り状態であること。
 - (3) 製品は、使用性、耐久性等に対する有害な欠陥がないこと。

15.3.2 住宅用複合サニタリーユニット

- (a) 住宅用複合サニタリーユニットは、入浴、シャワー、洗面、用便のための機能のすべてを一室に複合した室形のものに適用する。
- (b) ユニット
 - (1) 住宅用複合サニタリーユニットは、JIS A 4410（住宅用複合サニタリーユニット）により、特記による。
 - (2) 住宅用複合サニタリーユニットの部材及び部品の材質・形状並びに寸法等は、特記による。
- (c) 取付け工法は、製作所の仕様による。

15.3.3 住宅用浴室ユニット

- (a) 住宅用浴室ユニットは、入浴、シャワーのための機能をもつ室形のものに適用する。
- (b) ユニット
 - (1) 住宅用浴室ユニットは、JIS A 4416（住宅用浴室ユニット）により、特記による。
 - (2) 住宅用浴室ユニットの部材及び部品の材質・形状並びに寸法等は、特記による。
- (c) 取付け工法は、製作所の仕様による。

15.3.4 住宅用便所ユニット

(a) 住宅用便所ユニットは、用便のための機能をもつ室形のものに適用する。

(b) ユニット

(1) 住宅用便所ユニットは、JIS A 4417（住宅用便所ユニット）により、特記による。

(2) 住宅用便所ユニットの部材及び部品の材質・形状並びに寸法等は、特記による。

(c) 取付け工法は、製作所の仕様による。

15.3.5 トイレブース

(a) 材料

(1) トイレブースの構成材は、特記による。

(2) トイレブースの形状、材質、取付方法等は、特記による。

(b) トイレブースの工法は、製造所の仕様による。

15.3.6 住宅用収納間仕切ユニット

(a) 住宅用収納間仕切ユニットは、収納の機能をもち、室空間を間仕切る構成材について適用する。

(b) ユニット

(1) 住宅用収納間仕切ユニットは、JIS A 4414（住宅用収納間仕切り構成材）により、特記とする。

(2) 住宅用収納間仕切ユニットの部材及び部品の材質・形状並びに寸法等は特記による。

(c) 取付け工法は、製作所の仕様による。

15.3.7 洗面化粧ユニット

(a) 洗面化粧ユニットは、キャビネット形の洗面化粧台と化粧キャビネットとを組み合わせたもの、又は一体となったものに適用する。

(b) ユニット

(1) 洗面化粧ユニットは、JIS A 4401（洗面化粧ユニット類）により、特記による。

(2) 洗面化粧ユニット等の種類は、特記による。

(3) 天板、洗面器等の材質及び寸法は、特記による。

(c) 取付け工法は、製作所の仕様による。

15.3.8 システムキッチン

(a) システムキッチンは、主として住宅で使用する厨房を構成するシステム化された部品群に適用する。

(b) ユニット

(1) システムキッチン構成材は、JIS A 4420（キッチン設備の構成材）により、特記による。

(2) システムキッチンの部材及び部品並びに寸法等は、特記による。

(c) 取付け工法は、製作所の仕様による。

15.3.9 階段滑り止め

(a) 材種、形状、寸法等は特記による。

(b) 取付け工法は次により、適用は特記による。

(1) 接着工法による場合は、下地乾燥後清掃のうえ、JIS A 5549（造作用接着剤）によるエポキシ樹脂系接着剤及び小ねじを用いて取り付ける。ただし、接着剤のホルムアルデヒド放散量は、4.1.1〔総則〕(b)(ii)による。

なお、寒冷期の施工は、14.2.4〔寒冷期の施工〕による。

(2) ねじで取り付ける工法による場合のねじの材質は、ステンレス・黄銅・カラーネイル製とし、滑り止めの材種に見合うものとする。取付けは、端部を押さえ中間200mm程度に留め付ける。

15.3.10 鏡

(a) 鏡は縁なしで防湿性を有するものとし、鏡のガラスは、JIS R 3202（フロート板ガラス及び磨き板ガラス）により、特記がなければ、厚さ5mmとする。

(b) 取付けは、ゴム座等を当て、ステンレス等適切な金物を用いて行う。

15.3.11 表示

(a) 衝突防止表示

ガラススクリーンに対する対人衝突防止表示の形状、寸法、材質等は、特記による。

(b) 法令に基づく表示

非常用進入口等の表示は、消防法に適合する市販品を使用し、適用は特記による。

(c) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は、特記による。

15.3.12 ブラインド

(a) 材料

(1) 横形又は縦形の形式は、特記による。

(2) 横形ブラインドは、JIS A 4801（鋼製及びアルミニウム合金製ベネシャンブラインド）により、その種類、幅、高さ及びスラットの幅並びにスラット、ヘッドボックス及びボトムレールの材種は特記による。特記がなければ、種類はギヤ式ブラインド、スラットの幅は25mm、スラットの材種はアルミニウム合金製、ヘッドボックス及びボトムレールの材種は鋼製とする。

(3) 縦形ブラインドの幅及び高さ並びに開閉方式及び操作方法是特記による。特記がなければ、操作方法是2本操作コード方式とする。スラットは、焼付け塗装仕上げのアルミスラット又は消防法で定める防災性能の表示がある特殊樹脂加工のクロススラットとし、その適用及び幅は特記による。また、ヘッドレールは、アルミニウム合金製とする。

(4) スラットの色見本を監督職員に提出する。

(b) 工法

(1) ブラインドの取付け幅及び高さの製作寸法は、現場実測により定める。

(2) 横形ブラインドの取付け用ブラケットは、ブラインドの幅が1.8mまではヘッドボックスの両端、1.8mを超える場合は中間に1個以上増やし、小ねじ等を用いて堅固に取り付ける。

15.3.13 ロールスクリーン

(a) ロールスクリーンの操作方式、幅及び高さは、特記による。

(b) スクリーンは消防法で定める防災性能の表示があるものとし、その材種、品質等は、特記による。

(c) スクリーンの色見本を監督職員に提出する。

(d) 巻取りパイプ、ウエイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は、特記がなければ、製造所の仕様による。

(e) ロールスクリーンの取付け幅及び高さの製作寸法は、現場実測により定める。

15.3.14 カーテン及びカーテンレール

(a) 形状、付属金物等

(1) カーテンのシングル・ダブルの別、片引き・引分け等の形式、開閉操作方式は、特記による。

(2) 付属金物等は、カーテンの機能上必要なものを取り付ける。

(3) カーテンを別途とするカーテンレールの取付け工事には、1m当たり8個のランナーの取付けを含む。

(b) 材料

(1) カーテン用きれ地

- (i) きれ地の種別、品質、特殊加工等は、特記による。
- (ii) きれ地は、消防法で定める防炎性能の表示があるものとする。
- (iii) きれ地の色見本を監督職員に提出する。

(2) カーテンレール及びその付属金物

- (i) カーテンレールは、JIS A 4802（カーテンレール（金属製））により、レール及びブラケットの強さによる区分、レールの材料による区分並びにレールの仕上げ及び形状は特記による。特記がなければ、強さによる区分は10～90、材料による区分はアルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材、仕上げはアルマイト並びに形状は角形とする。
- (ii) ランナーは、合成樹脂製とする。
- (iii) ブラケット、レールジョイント、吊棒、引分けひも等のレール部品は、レールと釣合いが取れたものとする。

(3) カーテン用付属金物

- (i) ふさ掛け金具及びひも掛け金物は、亜鉛合金製程度のものとする。
- (ii) フック（ひるかん）は、ステンレス製とする。

(c) 工法

(1) カーテンの加工仕上げ

(i) カーテンの寸法

- ① カーテンの取付け幅及び高さ製作寸法は、現場実測により定める。
- ② ひだの種類は表15.3.1により、その適用は特記による。
- ③ ひだの種類によるきれ地の取付け幅に対する倍数は、表15.3.1による。

なお、きれ地一幅未満のはぎれは、原則として、使用しない。ただし、カーテンの位置、形状により、「一幅未満」を「半幅未満」とすることができる。

表15.3.1 ひだの種類及びカーテン用きれ地の取付け幅に対する倍数

ひだの種類	カーテン用きれ地の取付け幅に対する倍数
フランスひだ（三つひだ）	2.5以上
箱ひだ、つまひだ（二つひだ）	2.0以上
プレーンひだ、片ひだ	1.5以上

- ④ ひだの間隔は、120mm程度とする。
- ⑤ カーテン下端は、腰のある窓の場合は窓下から200mm程度下げ、腰のない窓等の場合は床に触れない程度とする。
- ⑥ 暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なりは特記による。特記がなければ、300mm以上とする。

(ii) 幅継ぎ加工

- ① レースカーテンの幅継ぎは、押えミシンをかけないで両耳を遊ばせておく。
- ② ドレープカーテン及び暗幕用カーテンの幅継ぎは、袋縫いとする。

(iii) 縁加工

- ① 上端は、幅75mm程度のカーテン心地を袋縫いとする。
- ② 両わき及びすそは伏縫いとし、すその折返し寸法は100～150mm程度とする。

(iv) タッセルバンドは、カーテンきれ地と共布で加工したものを取り付ける。

(2) カーテンレール

- (i) 両引きひもによる引分けカーテンの場合は、交差ランナーを使用する。
 - (ii) 中空に吊り下げるレールは、中間吊レールとする。レールの吊位置は、間隔 1 m 程度及び曲がり箇所とし、必要に応じて、振れ止めを設ける。
- (3) ふさ掛け金具及びひも掛け金物は、適切な箇所に取り付ける。